令和2年度の内閣府ベビーシッター割引券のご利用について

・事業主の承認や割引券の発行に時間を要するため、割引券を使用せずにベビーシッターサービスを利用した場合においても、割引券交付後に札幌シッターサービスに割引券の送付をして頂きますと、2020年4月1日以降のサポート分を遡って割引額を請求することが可能です。

割引券の適応にはご利用条件を満たしている場合に限られます。

札幌シッターサービスの場合、**シッター料金とオプション**が割引対象となります。

- ・休校・休園に伴う特例措置(利用枚数の上限引き上げや割引額の非課税対応)の延長に関する内閣府からの発表の内容は以下の通りです。(2020年4月24日現在)
- 4月7日発表分→https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/sitter_atsukai.html
- 4月24日発表分→https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/b-shien/200424 kigyo1.pdf

<事業主の割引券のお申込みについて>

企業のお申込はこちら

個人事業主・フリーランスの方のお申込みはこちら

<割引券承認事業主一覧>

http://www.acsa.jp/htm/babysitter/approvai_proprietor_list.htm

※事業者名(ご勤務先のお名前)が上記リンク内に掲載されていれば、内閣府ベビーシッター割引券のご利用が可能です。

(一覧は 2020 年 3 月末時点の購入状況になります。令和 2 年度の購入についてはご勤務先ににご確認ください。)

令和2年度の特例措置について

〇対象となる利用

休校・休園または登校・登園の自粛要請の影響を受けてのベビーシッター利用

〇対象期間

2020年4月1日以降のご利用(終了時期未定)

〇1日にご利用頂ける枚数

特例措置の対象児童 1人につき 1日5枚まで

〇1ヶ月にご利用頂ける枚数

お子様の人数に関係なく 120 枚

〇利用対象となる方

厚生年金を納める企業に勤める従業員

厚生年金を納める企業に勤め、厚生年金の被保険者である経営者・従業員

個人事業主・フリーランスなど個人で就業されている方※特例措置適用の場合のみ対象。

注意:割引の適用を受けるためには、事業主が割引券の購入し、その交付を受けることが必要です (令和2年度の割引券のお申込みはまだ開始されておりません)

利用方法

(1)ご勤務先から内閣府ベビーシッター割引券を取得してください。

内閣府ベビーシッター割引券のご利用は、「企業主導型内閣府ベビーシッター利用支援事業」に<u>参画している</u>企業様のみが対象となります。

必ず割引券に企業の捺印があることをご確認ください。

(2) ご依頼時に申告

ご依頼時にベビーシッター割引券を使用する旨をお伝えください。

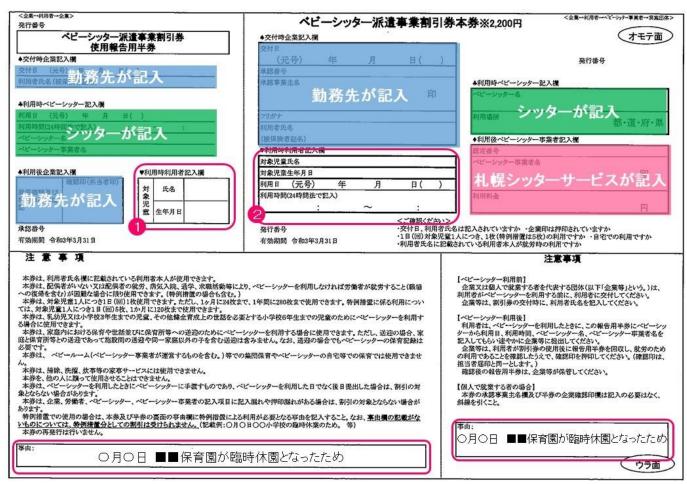
(3) サービス終了後の決済時に提出

シッター料金の確定前にご提示ください。

(4)補助券に記入する

<オモテ面> 皆さま必ずご記入ください

<ウラ面> 特例措置で利用した場合は必ずご記入ください



上記赤枠で囲われた<オモテ面>①、②、特例措置の場合はさらに<ウラ面>もご利用者様ご自身でご記入 <ださい。

くウラ面>の記入がない割引券は、特例措置としてご利用頂けませんのでご注意ください。

遡ってご請求頂く場合は、恐れ入りますが札幌シッターサービス(011-281-0511)までご連絡ください。

<以下はご利用対象外です>

・支払い料金(交通費、消費税を除いた金額)が2,200円を下回る場合

※内閣府補助券のご利用範囲は「シッター料金、オプション料金」です

- ・割引券の利用が月24枚を上回る場合(特例措置については120枚)
- キャンセル料金
- ・お子さんの年齢が対象外の場合(乳幼児~小学校3年生、もしくは障害などによりお世話や介護が必要な場合は小学校6年生まで対象)
- ・割引券の承認事業主名欄に社印の押印がない場合
- (6)「割引券の半券(使用報告半券)」を切り取り、ご勤務先へ提出する。 ご提出方法につきましては、ご勤務先のご担当者様にお問い合わせください。

本制度の導入に関するお問い合わせ・ご相談

電話(011-281-0511)又は メール(info@sapporositter.com)でご連絡ください。